

報告第 17 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 (%)	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
96	30.9.28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認96号	保塚地域学習センター大規模改修 機械設備工事 [水工房・カンノ建設共同企業体]	208,980,000			
	(処分日) 1.5.22 (契約変更日) 1.5.22		210,988,800 2,008,800	0.96%		(1) 既設の耐火二層管に石綿含有が確認され、石綿含有材として撤去処分を行うため。 (2) 2階学習室全熱交換器について、屋外への給排気ダクト経路壁面の開口補強ができないことにより、ダクト経路を変更し、ハト小屋を新設して換気経路を確保するため。
76	30.6.19 平成30年 第2回足立区 議会定例会で 承認76号	主要区画道路 区間電線共同溝 整備工事 [内田建設株式会社]	211,680,000			
12	31.2.28 平成31年 第1回足立区 議会定例会で 報告12号		223,832,160 12,152,160	5.74%		(1) 警察協議の結果、交通誘導員の配置人数に変更が生じたため。 (2) 発生土の状態が悪く、埋戻材を改良土に変更する必要が生じたため。 (3) 現場条件を踏まえ、舗装構成を変更するため。
	(処分日) 1.5.24 (契約変更日) 1.5.24		227,256,840 3,424,680	7.36%		(1) 警察協議の結果、交通誘導員の配置人数に変更が生じたため。 (2) 今後の地上機器設置により車両の通行が困難になる箇所について、仮道(迂回路)を整備するため。 (3) 既存の水路と干渉する範囲について、街きよや横断防止柵の設置ができなかったため。